

2 入札書等の記載について

- ・ 入札書

- ＞消費税を含まない金額を記載してください。

- ・ 入札額の積算内訳書

- ＞予定価格の税込みが500万円以上となる工事の場合、提出が必要です。

- 工事以外の入札(委託・物品)には提出不要です。

- ・ 入札辞退届

- ＞入札を辞退する場合は、入札担当課へ提出して下さい。

※各様式については、市HPの入札情報の■入札関連書類をご覧ください。

※郵便入札の場合は市HPの入札情報の「郵便入札の実施について」を確認してください。

※出場入札の場合には入札用封筒は不要です。

入札の際は入札書を三つ折又は四つ折にして入札箱へ投函して下さい。

※入札前に必ず契約番号、件名、施行場所など間違いがないか確認して下さい。